

奨学金の返還をできない若者は自衛隊に入れ！ 戦争と貧困 とはリンクしている！ 戦争法案と派遣保改悪反対！

2015/7/1...7月

サポートユニオン withYOU

567-0816 茨木市永代町 4-212(阪急茨木市駅)

072-655-5415

<http://www.withyou2011.com>

withyou2011@mail.zaq.jp

サポートユニオンだより

5月6月のユニオンの おもな労働サポートや交渉の記録

労働サポート

★ I市臨時職員パワハラ・再任用

・I市の植物園は2名正規・2名臨時・5名シルバーの職員で構成された職場で、それぞれがより良い市民サービスを提供するためにがんばっています。そして、現業ということもあり仕事に対する誇りも人一倍。ややもすると古参株が職場の指導権を握り他の職員に対して厳しい口調や態度にでることがあります。高じて、一人の職員へのパワハラにつながり、3年目の臨時職員 Aさんへ向かっていったようです。

・地方公務員法22条で「臨時職員の任用は6か月で1回だけの更新」ができています。臨時職員は常に雇い止めの不安に駆られているし、Aさんも同じ気持ちです。職場のトラブルが雇い止めにつながるのではないかと心配になりユニオンに加入しました。

・6月、ユニオンはAさんの不安を取り除くためにI市と折衝しました。パワハラの温床になっている指揮命令の体制の乱れをあらためるため職員朝礼などによる連絡体制を確立すること、そしてもうひとつ、臨時職員の任用の不安を取り除くために、年度内で雇い止めするのではなく更新による任用をつづけるように強く申し入れました。

★ 医療法人 R老健施設異動・解雇おとし

・一般的に就業規則に「業務の都合や職員の健康状態により、異動を命ずることがある」とし「正当な理由なくしてこれを拒めない」とは書かれていますが、労働者にとって人事異動は労働条件の変更です。

・R老健施設の正規の介護職のBさんは、事務長から「職員から苦情が出ている、あいさつしない、感情的に仕事をしている」などくどくど文句を言われ、挙句の果て「異動を断れば、ここで仕事することは相当厳しい」などと言われユニオンに加入しました。

・ユニオンは団体交渉を行い、事務長から「異動の意向打診の際に解雇につながるような誤解を与えたことへの謝罪」と「異動先での勤務に関して、組合員の個別事情を配慮」と「就業規則に記されているような有給休暇の取得」などへの配慮を法人と確認しました。

・新しい職場で、組合員のBさんが不当に扱われないように見守りたいと思います。

★ 京都 D百貨店化粧品小売店解雇

・大手の百貨店の化粧品小売店に勤務するCさんは、派遣から直接雇用の契約社員として3年働い

ていましたが、突然、解雇を言い渡されました。心配になりユニオンに相談に来られ加入しました。

・通信販売の中で小売店の競争は熾烈を極めていますが、この小売店の業績も芳しくなく解雇にでたようですが、Cさんはそのショックでストレスと思われる炎症が顔に出て解雇を言われてから出勤できない状況でした。

・ユニオンは会社と団体交渉しましたが、就業規則にある契約社員の有給休暇などを周知していないことがわかり、解雇手当と有給休暇の買取りという方向で和解にいたりしました。

★ 高槻 M 物流会社 試用期間中の解雇

・Dさんが入社直後に同僚から聞いた話で「月給ではなく3ヶ月間は日給7,000円。退社時間が遅く時間外勤務手当もない。公休日が週1回。3ヶ月間は社会保険の加入も認めていない。」とのこと。そこで、Dさんは入社3日目の4月22日、勤務条件が求人情報及び社長の説明と異なることを指摘しましたが、社長から誠意ある回答がなく、逆に、社長から不適合ということを言い渡され解雇されました。

・Dさんは勤務条件が求人情報及び社長の説明と異なること。また、入社時に雇用契約書が渡されていないなどにつ

いての訴えがユニオンにあり加入しました。茨木労働基準監督署に「申告」を行いました。

・申告の内容は、申告人は、①求人情報及び社長の説明と労働実態が異なること。②毎月25日締め月末支給の賃金(3日分)が未払いである。③5時間(20日1時間、21日3時間、22日1時間)の時間外勤務手当が未払いである。④通勤手当(月定期)が未払いである。因って労基法15条、32条、37条などに基つき株式会社Mに対して厳正な調査の上、勧告等の指導を求める。というものです。

・M 物流会社から、未払い賃金の一部、時間外勤務手当未払い分の一部および通勤手当相当分の一部が振り込まれたことを確認し、ユニオンは労働法や労基法にもとづく賃金や就業の改善に努めるように強く申し入れました。

戦後 70 年!戦後レジームからの脱却

安倍談話を斬る!

講師
白井 聡さん
しらい さとし

日本軍「慰安婦」問題で、歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として重視し、同じ過ちを決して繰り返さないという強い決意を表明した「河野談話」をないがしろにし、「戦後レジームからの脱却」を標榜し、「戦争法」の強行など揺らぎをみせない安倍晋三とは何者なのかを深く正確につかみとらなければ、私たちには次のステップがないように思います。敗戦したという歴史事実を認めず平和憲法をないがしろにしようとする独りよがりやガラパゴス化した安倍晋三の「70年談話」の問題点がどこにあるのか、戦後日本の政治構造の本質を暴きだした『永続敗戦論』を執筆された白井聡さんから鋭く喝破していただきます。

※裏面もご覧ください。

8/13 木
18:00 開場 18:30 開演

茨木市男女共生センター
ローズWAM・ワムホール
阪急茨木駅から：西へ500m
JR茨木駅から：東へ800m

参加費 499円

サポートユニオン with YOU メルマガ

8/1 (土) <土曜シアター> 18:00~20:00 ユニオン事務所 参加費500円

「障がい者解放運動を闘った『楠敏雄さん』の軌跡」



